

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 175 回定例会・会議録

日 時 平成 30 年 1 月 10 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席 委員 相澤、石川、石坂、入澤、桑原、三宮、須田、高桑、竹内、田中、千原、
西巻、町田、三井田、宮崎、山崎、吉田

以上 17 名

欠席 委員 石田、高橋

以上 2 名

(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 村上副所長 瀬下原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 伊藤原子力安全広報監 中村主査
柏崎市 防災・原子力課 近藤課長 関矢課長代理
砂塚主任 目崎主事
刈羽村 総務課 太田課長 野口主事
東京電力ホールディングス (株) 設楽発電所長 森田副所長
佐藤リスクコミュニケーター
太田原子力安全センター所長
込山放射線安全 GM
長原防災安全部長
水谷建築 (第一) GM
武田土木・建築担当
山本地域共生総括 GM
徳増地域共生総括 G

(本社) 栗田立地地域部部長

高橋リスクコミュニケーター

(新潟本部) 中野新潟本部副本部長

ライター 吉川

柏崎原子力広報センター 竹内事務局長 石黒主事 坂田主事

◎事務局

ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第 175 回定例会を開催します。

改めまして皆さま、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。事務局からは「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見書」です。

続きましてオブザーバーの配布資料になります。原子力規制庁から 1 部。資源エネルギー庁から 1 部。新潟県から 1 部。東京電力ホールディングスから 4 部となります。以上お揃いでしょうか。不足がございましたら事務局まで申し出ください。

それでは、これからの議事進行につきましては議長からお願いいたします。桑原会長、よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

はい。皆様、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いを申し上げます。それではあの、第 175 回の定例会を始めさせていただきます。まず初めに「前回定例会以降の動き」ということで、東京電力さんから刈羽村さんまでのご説明をいただきたいと思えます。委員の皆様のご質問・ご意見等につきましては、刈羽村さんまで終わりましたらお受けしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。それでは、まず初めに東京電力さん、お願いをいたします。

◎設楽発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力発電所長の設楽でございます。本日、私のから 2 点、お話をさせていただきます。

まず初めに、原子力建屋等の、防火壁、貫通部において、防火処置未実施個所が確認された件についてです。本当に地域の皆様方にご心配をおかけしております。前回の定例会では、本件についてご説明ができませんでしたので、この後、リスクコミュニケーターの佐藤からご説明させていただきます。

続きまして、すでに皆さんご存知のように原子力規制委員会による適合性審査の状況について、昨年 12 月 27 日、当発電所の 6 号機、7 号機の原子炉設置変更許可を原子力規制委員会よりいただきました。今後、許可をいただいた安全対策の基本的な考え方に基づいて詳細設計をすすめて現場の工事を実現していくというプロセスになります。引き続き、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさない、強い決意のもと地震、津波、それから重大事故等に対する安全性の向上、そして緊急時にも対応できる組織作り、人づくり、に発電所が一体となって全力で取り組んでまいります。本日私からは以上になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、前回定例会以降の動きにつきまして森田から、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。それでは森田より、前回定例会以降の動きについてご説明いたします。

お手元に「第 175 回地域の会定例会資料（前回定例会以降の動き）」と記載しております資料をご覧ください。

最初に、不適合関係についてご説明させて、説明させていただきます。

一つ目は、「6号機原子炉建屋地下2階におけるけが人の発生について」になります。詳細は右下のページ番号2の資料をご覧ください。

昨年12月7日午前9時40分頃、6号機原子炉建屋地下2階南東エリアにおいて、協力作業員が試験用の重りを台車に乗せて運搬していたところスロープを登る際にバランスを崩し台車と床の間に右手人差し指と中指を挟まれたものです。尚、当該作業員の身体への放射性物質の付着はありませんでした。

2つ目は、原子炉建屋（管理区域）防火壁貫通部の防火処置未実施の対応状況についてになりますが、先ほど申しあげました通り、後ほど佐藤よりご説明をさせていただきます。

続きまして、発電所に関わる情報になります。

12月、いくつかございますけれども、新規制基準の適合性確認に関する一連の動きになりまして、設楽からも報告させていただいたとおり、12月27日に設置変更許可をいただく運びとなりました。ページ数が多いため詳細につきましてはお時間のある時にお手元の資料をご覧ください。幸いに存じます。

12月19日の当社社員による時間外労働の過小申告につきましては、ページ番号6の資料をご覧ください。これは当社の一部社員による時間外労働の過小申告を確認したことから、当該社員の労働時間の訂正及び本件の発生原因について中央労働基準監督署へ報告したものです。

経緯といたしましては、昨年4月に原子力発電所の新規制基準適合性審査に対応する本社部門の時間外労働の実態に関し、内部通報があったことから、当該部門の調査を行ったところ、昨年の1月から11月の間に17名が時間外労働を過少申告していたことが判明いたしました。再発防止策といたしまして、機動的にリソースを配置できる仕組みを構築するなどを行うほか、今後全社員を対象に調査を進めるなど、法令の遵守及び社員の健康と安全の確保に一層努めてまいります。

続きまして、その他の項目について説明いたします。

12月27日、「使用済燃料再処理等拠出金の算定用データの再提出」につきましては、ページ番号21の資料をご覧ください。

これは2016年12月および2017年4月に使用済燃料再処理機構に対して今後発生する使用済燃料の拠出金の単価算定に使用するデータを提出いたしました。集計作業の一部に誤りがあったことから、昨年12月25日に再提出をいたしましたものです。

当社は今回の誤りを真摯に受け止め、作業手順の整備、データファイルのダブルチェックなどの対策を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

続きまして、コミュニケーション活動の報告と改善事項について（12月分）をご説明いたします。

改善点といたしましては2点ございます。最初は防火区画の配管等貫通部における防火処置未実施の掲示パネルを新設したことです。防火処置未実施の件は11月22日に公表したわけでございますけれども、速やかな情報公開を行うため、翌23日には燕市で開催しましたコミュニケーションブースで開設のパネルを掲示いたしました。

2つ目は雑誌で、雑誌にシリーズで掲載をしている、「私達の思い」を一方的な情報発信ではないか、というようなご意見を踏まえましてインタビュー形式による、にリニューアルしたものです。これからも読者のご意見を踏まえ紙面づくりに反映してまいりたいと思います。

私からの報告は以上になりますが、この後佐藤リスクコミュニケーターより、原子炉建屋（管理区域）防火壁貫通部の防火処置未実施の対応状況について、その後、高橋リスクコミュニケーターより福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況についてご説明させていただきます。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
発電所リスクコミュニケーターの佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから防火壁貫通部の防火処置未実施について、お手元に配布させていただいております資料を用いてご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず概要についてご説明をさせていただきます。昨年7月11日、2号機の原子炉建屋の地下1階と地下5階になります。いずれも管理区域でございます。こちらの階段室で防火区画に設定されている壁の貫通部に防火措置が施されていない箇所、計2か所あることを確認しております。当直のパトロールにて発見したもので、こちらについては建築基準法に抵触すると判断しまして公表をさせていただいております。

建築基準法ですが、防火区画というものを定める。また、防火区画には防火措置がなされていなければいけないということになってございます。具体的な防火措置になりますが、貫通部等には隙間がございます。こういったところに隙間にモルタルやその他不燃材料を用いまして穴埋めをしなければいけない、というふうになってございます。こういった防火措置がとられていないことが確認されてございます。

2シート目をご覧ください。2枚の写真に赤で、丸を囲ってございます。こちらの写真に写ってる防火壁の向こう側が階段室となっており丸で囲まれた穴の向こう側が階段室になってございます。当該の階段室につきましては防火区画のうち、竪穴区画っていうものに該当いたします。したがって、モルタル、その他の不燃材料で埋めるといった防火措置を行う必要がありますが、こういった措置が未実施となっております。当該の2か所の貫通部につきましては、塩ビの配管を撤去いたしまして、モルタル詰めによる補修を行い、防火措置が完了しております。

塩ビの配管ですが、こちらについては建屋外壁の防水層、こちらが劣化したことにより地下水が滲み出てきておりました。この水を排水するために施工したものでして、現在滲みはないことから撤去しても支障ないものでございます。その後、全号機の防火区画を点検した結果、新たにですね、60か所の貫通部に対する防火処置未実施個所が確認され、11

月 22 日に公表させていただいております。

新たに確認された防火壁貫通部の防火処置未実施個所の例ということで、次の 2 シートをご覧ください。

左の写真につきましては、配管の貫通部でございます。右の写真につきましては 4 号機の原子炉建屋地下 5 階の通路部分で確認されたもので、配管の貫通部ではなく、四角い枠に四角いものが貫通しているように見えるかと思えます。こちら配管は、換気用のダクトが貫通する個所になってございます。この大きさですが、約 35 センチ×約 35 センチの大きさがございます。

3 シート目をご覧ください。3 シート目には新たに確認された 60 か所の防火壁貫通部の防火処置未実施個所数について記載をさせていただいております。後でご覧をいただければと思っております。

4 シート目には、推定原因と再発防止対策を記載しております。推定原因といたしましては、これまで建屋の壁に穴をあける工事にあたっては工事実施後の防火処置について建築基準法にかかる専門知識を有する部門、具体的に申し上げますと建築グループなどがそれにあたりますが、こういった専門知識を有するグループに確認するルールがなかったために発生したものと推定しております。

再発防止対策をご覧ください。当社は、ケーブルの敷設問題を受け、2015 年の 12 月から安全に関する設備に対する工事管理についてはエキスパート、横文字で恐縮ですが、社内の専門家による、施工方法などの確認を実施したうえで着工する仕組みを取り入れてございます。

同様の不具合が発生しない仕組みが、現在では構築されているような状況でございます。

引き続き、この取り組みを実施するとともに、施工後の防火処置状況の確認を適切に行い、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の対応についてご説明させていただきます。

昨年 11 月 22 日に公表させていただきました 60 か所につきまして、これまでの調査結果に関する精査が完了次第、今後、速やかに、関係当局に、是正計画を提出したいと考えております。現在、迅速かつ確実な是正作業を行うため、建設当時の貫通口の設計、施工の考え方につきまして深掘りを行っております。この深掘りの作業の過程において、これまで調査の対象範囲に、法令要求対象外の防火区画を含んでいたこと、また現場において高所の貫通部をカメラを用い、下でモニターを見ながら確認しておりました。カメラの位置によっては見方が不十分であった個所があることが判明した等から、精査、再調査をすべきと判断しております。

再調査中に確認された不具合個所につきましては、適宜速やかに是正を実施したいと考えております。再調査及び是正の実施状況につきましては定期的に関係当局に報告をさせていただきたいと考えております。

また、再調査後の結果につきましては、是正が全数完了後、速やかに関係当局に報告したいと考えております。

最後になりますが再調査結果も踏まえ、防火措置が未実施となった原因の究明を行いまして、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。それでは続きまして、本社の高橋のほうから、福島第一の廃炉作業の進捗状況についてご説明をさせていただきます。お手元の「廃炉・汚染水対策の概要」という A3 の資料をご覧ください。

その資料の 2 ページ目、中程に 1～4 号機の原子炉建屋の断面図が載っているページで主なトピックスをご紹介します。と思います。

まず、ページ上真ん中の「3 号機燃料取り出し用カバーの設置状況」でございます。

先月の本会議ではご説明できませんでしたが、昨年 11 月に燃料取扱機とクレーンの設置が完了しております。燃料取扱機は、プールから燃料を取り出して貯蔵容器に入れるための設備でして、クレーンはその容器を地上に下ろしたり、空の容器を屋上に上げたりする設備になっております。これら設備の設置後、3 号機原子炉建屋の屋上ではドーム屋根の設置を進めておりまして、現在 8 個中 6 つ目のドーム屋根の設置が完了いたしました。写真に載っているとおりでございます。2 月には残り 2 つのドーム屋根の設置を予定しております。3 号機につきましては来年度の中頃に最初の燃料取り出しを計画しておりまして、現在順調に作業が進捗しているという状況でございます。

続きまして、ページ右上の 2 号機原子炉格納容器内部調査でございます。

2 号機の格納容器の内部の調査につきましては、昨年 1 月から 2 月にかけて一度実施しております。長いパイプの先にカメラを取り付けた装置で実施した調査では、原子炉圧力容器真下にありますペDESTAL の内部の一部が確認できました。しかしその後、投入しました自走式ロボットによる調査では、ロボットが途中で走行不能になりまして所定の調査ができませんでした。そのため、来月再調査を行うこととなりました。今回の調査では前回の実績を踏まえまして、自走式ロボットは使わず、カメラを取り付けたパイプの長さをさらに伸ばすとともに、カメラ自体も吊り下ろしの機能を付加したり、ここに図が載っておりますが、様々な機能を付加した改良を行いまして、前回より調査可能範囲を拡大させた装置を開発しました。これでペDESTAL 内部の調査をさらに詳しくできるようチャレンジすることとしております。調査結果につきましては、3 月の本会議でご紹介させていただければと考えております。

そして最後になりますが、ページ右真ん中の「1～3 号機の復水器からの水抜き完了」になります。

復水器というのは、原子炉で作った蒸気を海水が流れるパイプの間を通すことで冷やして水に戻す設備でして、発電用タービンの下に設置されております。密封性に優れることから、福島第一では事故後、水処理設備が設置されるまでの間、日々発生する放射能濃度の高い汚染水をこの復水器の中に貯留するという処置を取ってございました。その後、水処理設備が安定して稼働するようになったことから、タービン建屋の放射線環境を改善する

ため、復水器内部の高濃度汚染水についても順次処理を進めておりましたが、復水器の下部にある水につきましても、構造上抜き取るのが困難であったため、これまで処理できずにおりました。昨年、復水器下部の水についても抜き取ることができる装置の開発に成功しまして、抜き取りを再開しました。そして、昨年12月15日にすべての抜き取りが完了しております。これに伴いまして、建屋滞留水に起因する放射性物質全体量の約2割の削減を達成することができました。

このような取り組みを通じまして、2020年、建屋内滞留水処理完了に向けまして作業を進めてまいりたいと思います。

高橋からのご説明は以上になります。◎桑原議長

東京電力さん、よろしいでしょうか。はい。それではですね、引き続きまして、原子力規制庁さんお願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所、平田です。今年もよろしくお願いいたします。

それではあの、前回定例会12月6日以降の規制庁の動きについて説明をいたします。

まずあの、表側1枚目ですが、規制委員会。昨年の12月27日の第57回定例会で、柏崎刈羽6号及び7号炉の審査書案に対する意見募集の結果、それから設置変更許可について委員会に諮り、承認されております。その結果として、あの2段下の「規制法令及び通達に係る文書」という項目のところの同日、12月27日に、「東京電力ホールディングス株式会社に柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更を許可」ということで公表しております。

それからちょっと上に戻りますが、6・7号炉の審査状況ですが、12月13日、20日とそれぞれヒアリング、意見交換を行っております。

その下のあの「規制法令及び通達に係る文書類」は今説明したとおり、12月27日に設置変更の許可をしておりますが、それ以前にですね、溶接安全管理審査の変更届等を受理しております。

それからその下、「被規制者との面談」ですが、これはあの12月7日、神戸製鋼所における不正問題への対応状況について、事業者からのヒアリングをしております。さらにあの、12月8日、先ほど東電さんからも説明もありましたが、発電所における防火壁貫通部の防火処置未実施についての状況を確認しております。

その他、検査制度見直しに関する面談等が行われております。

12月22日には柏崎刈羽原子力発電所の新規性基準適合性審査の対応について、ということで、地質それから地質構造及び基準地震動の策定等に関して面談が行われております。

裏を見ていただきますと「規制事務所関係」ですが、これあの、前回の定例会でも実施途中ということで報告しておりますが、11月27日から12月8日にかけて、平成29年度の第3回の保安検査を実施いたしました。検査項目はここに書かれました5項目、うち2項目は抜き打ち検査として実施しております。で、検査の結果としては、各項目について保安規定違反や指導文書の発出に係る事案は確認されておられません。現在あの、本庁側に報

告書をあの、送っております、最終的には委員会でこの結果が確認される予定となっております。

それから最後ですが、放射線のモニタリング情報に関しては、ホームページ上1月9日が最新版として挙がっておりますので、確認、のちほどご確認いただければと思います。

規制庁は以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さん、お願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。あけましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。資源エネルギー庁の日野です。

お手元に配布しております、タイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右上に「資源エネルギー庁」の名前が書いてある資料をご覧ください。

最初に、1ページ目の1. (1) と (2) についてご説明いたします。以前もご説明いたしましたが、今後のエネルギー政策について、(1)が2050年に向けての長期的な目標について議論している場。(2)が2030年を目標年としているエネルギー基本計画について検討している場になります。それぞれ12月に1回ずつ開催されております。

また、(1)及び(2)の議論について、新たに意見募集を開始しております。(3)をご覧ください。(1)及び(2)について、できる限り幅広い国民から意見を募集するため、資源エネルギー庁のホームページに「意見箱」を設置しております。ご関心のある方は、資料の下の部分に書いてあります、資源エネルギー庁のホームページのアドレスにアクセス願います。

続きまして、3ページ目の3. 新エネ省エネの(2)についてご説明いたします。新たな委員会として「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」を設置しております。

再生可能エネルギーの大量導入とそれを支える次世代電力ネットワークの在り方について、政策対応の具体化に向けた検討を行う場として設置したものです。固定価格買取制度導入後、再生可能エネルギーが急激に拡大したことによって、新たな課題が発生。例えば系統制約や、調整電源の問題などが発生。これらの新たな課題について、検討を始めるものです。

以上が資料のご説明になります。

ここで、本日(1/10)、少し大きな動きがありましたので、資料への記載は間にあってありませんが、口頭にてご報告させていただきます。

昨年12月27日、規制委員会において、柏崎刈羽原子力発電所の6号機、7号機の設置変更許可。つまり、新規制基準に適合することが認められました。このことを踏まえ、本日11時45分に、資源エネルギー庁長官の日下部が米山知事を訪問、また、本日12時から、同じく資源エネルギー庁の小澤エネルギー政策統括調整官が櫻井市長を訪問。今後の政府

としての方針についてお伝えするとともに、大臣からの文書を手渡しております。

具体的な内容を簡単にご説明いたします。最初に、原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に重要なベースロード電源であると位置付けられていること。併せて、原子力規制委員会により新規規制基準に適合すると認められた場合は、その判断を尊重し再稼働を進めることとしていることをお伝えしております。

また、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機については、この度新規規制基準に適合すると認められたことを踏まえ、政府として、エネルギー基本計画に基づき、柏崎刈羽6号・7号炉の再稼働を進めることとする方針をお伝えしております。

次に、このような政府の方針に基づいて、政府としては立地自治体等の関係者のご理解とご協力を得るように取り組むこととし、具体的には新規規制基準の適合性審査の結果、エネルギー政策・原子力政策、原子力災害対策の内容などについて、丁寧にご説明をしていくこと。また、避難計画を含め、地域防災計画について、政府として、計画のさらなる充実のための支援やその内容の確認を行うこと。計画の改善強化に継続して取り組んでいくことをお伝えしております。

さらに、実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画の認可など所要の法令上の手続きが進められた上で行われること。さらに、再稼働後については、政府は関連法令に基づき責任をもって対処することをお伝えしております。

なお、刈羽村に関しましては、本日、品田村長様が刈羽村をご不在にされていることから、明日ご説明することになっております。

以上、私からのご報告になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いをいたします。

◎伊藤原子力安全広報監（新潟県・原子力安全対策課）

はい。新潟県原子力安全対策課の伊藤です。今年もよろしくお願ひいたします。

それでは、前回定例会以降の動きについて、ご説明いたします。

まず、「安全協定に基づく状況確認」ですが、12月11日に柏崎市、刈羽村と共に月例の状況確認を実施しております。内容につきましては、11月22日に報告を受けました、防火区画の防火処理未実施個所のうち、1号機から4号機の建物にあります36か所について、全箇所状況を確認をしております。

続きまして2番目です。新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会の第2回生活分科会が12月23日、開催されております。避難生活における総合的な調査の中間報告について報告を受けまして、委員から意見をいただいたところです。

3番目、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会です。これは12月25日に開催いたしました。この委員会では3つの検証の福島第一発電所事故の、事故原因の検証部分の、部分について議論していただいております。東京電力ホールディングスのほうから、福島第一発電所事故の未解明問題についての検討状況について説明を受けて、委員会

で議論していただいております。

またその議論に先立ちまして、委員のほうから課題別ディスカッションの地震動による重要機器の影響についてのディスカッションの事前報告と事務局のほうからフィルタベント設備の検討状況についての報告を行っております。

あと、東京電力ホールディングスのほうから、先ほども話が出ました防火壁の防火処理の未実施についての報告を受けております。

あと 4 番目です。東京電力ホールディングス・新潟県の合同検証委員会について 12 月 26 日に開催しております。

第 3 回の委員会において、これまでの調査結果について公表するとともに、それを踏まえた検証報告書の作成方法について委員で議論していただいております。

5 番目です。米山知事と東京電力ホールディングスとの面会についてです。12 月 27 日に東京電力ホールディングスの橘田新潟本社代表と知事が面会をいたしまして、12 月 27 日同日に柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機の設置変更許可申請の許可が出たということについて報告を受けております。

1 月 9 日には、東京電力ホールディングスの小早川社長と面会しまして、新年の挨拶と 12 月 27 日に設置変更許可の、許可が下りたということの報告を改めて受けております。いずれにおきましても米山知事のほうからは、3 つの検証がなされない限り再稼働の議論は始められないとするこれまでの県の立場を改めて伝えております。

6 番目です。米山知事と資源エネルギー庁日下部長官との面会は本日 11 時 45 分から行われました。その席で、日下部長官からは、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の再稼働に向けた政府の方針について説明を受けております。これに対して米山知事のほうからは、国の方針には意義を唱えない。意義を唱えないということと同時に国の方針には影響されない意見として、県民の安全を最優先に 3 つの検証を進めていく旨を伝えております。それとともに、国のほうに対しては、今後の検証について情報提供などに協力を要請しておるところです。また、避難計画の策定にあたり、国でなければ解決できない課題等についての協力についても要請をしたところではあります。

その他について、報道発表 12 月 11 日から 1 月 5 日まで 6 件行っておりますのでこれについてはお読みください。以上になります。

◎桑原議長

はい。ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市防災原子力課の関矢です。また、よろしくお願ひいたします。

ペーパーはございませんが、今ほど新潟県さんからありました、安全協定に基づく状況確認、12 月 11 日。それと 12 月 27 日の東京電力ホールディングスの市長訪問。それと本日の市長と資源エネルギー庁職員による面談というところでありまして。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口総務課主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。本年もよろしくお願ひいたします。刈羽村におきましても今ほど新潟県さんのほうからご説明いただきましたとおり、12月11日に発電所の月例の状況確認を実施しております。以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではですね、東京電力さんから刈羽村さんまで、ご説明をいただきましたけれども、前回定例会以降の動きの中で委員の皆様よりご質問・ご意見等をお受けしたいと思ひます。挙手の上、名前をおっしゃってからの発言をお願いしたいと思ひます。それでは竹内さん。

◎竹内委員

竹内です。お願ひします。2点質問があるんですけども。あのまず1点目が、神戸製鋼所や三菱マテリアルの強度不足の製品等が柏崎刈羽原発で使われているかどうかの対応状況の確認をしたと原子力規制事務所さんの資料のほうにあるんですけども、これはすべての、使われていないということすべて確認できたのか、まだ調査中なのかということをおしえていただきたいのと、それに関連して、これ全部確認できるまでは、強度不足だったりすれば動かせないものなのかどうかということをお伺ひしたいのが1点目。

で、2点目が、東京電力さんのほうの資料の17ページでお話いただいた原子炉設置変更許可までの流れという図があったんですが、これはここまでの図だと思うんですけども、この後、工事計画認可。前に一度私が説明した、あ、あの質問した、原子炉の耐久性みたいなものこれから評価するということだったんですが、それはこれからどういうスケジュールでやっていくのか、だいたいこの時期っていうのをあらかじめ教えていっていただけるとありがたいなというふうに思ひます。その2点です。

◎桑原議長

それでは最初は規制庁さんですかね、はい。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

えっと、規制事務所平田です。今のおの質問はたぶん、12月7日の面談のところに関するご質問だと思いますが。これはあの、現在あの調査中の段階でその中間報告的な調査状況を聞き取ったという位置づけです。で、もう1点のあの、例えば何か重大な問題が生じた場合ということなんですが、これあの、その問題の内容とそれからその材料がどこに使われているかによって判断すべきことであって、現状はまだそこまで至っておりませんので、もしそういうのが出た場合には改めて規制委員会のほうで判断することになると思ひます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして東京電力さんですね。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の太田でございます。今お話しありましたように、神戸製鋼・三菱、い

ずれにつきましても現在まだ調査中という段階でございまして。先ほど、今お話しありましたように、特段大きな問題があるというものではありませんが、引き続き調査を続けているという段階でございまして。

◎桑原議長

竹内さん、よろしいでしょうか。

◎竹内委員

これの先のマップはあるんですね。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

そうですね。はい。失礼しました。はい。17 ページにありますものは、設置変更許可をいただいたところまでの経緯の流れ図でございます。この後、手続きとしましては、工事計画認可申請、それから保安規定の認可の申請。これいずれも一番下、それから下から上。下 2 行のところにあります。審査の許可の内容を踏まえて改めて補正させていただくという形で継続していきます。工事計画認可、これは設備の詳細設計について審査をさせていただくもの。そして保安規定については、運転するとなった時の詳細な内容について約束事を書いたもの、これらについて認可をいただくという手続きがございまして。

◎竹内委員

次回でもいいのでだいたいこういうスケジュールで進むっていうのをおしえていただきたいなと思うのですが。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。スケジュールにつきましてはですね、規制当局との審査の中で詳細に議論させていただくものでございまして、具体的にいつというようなスケジュールをこちらからお示しできるものではございません。

◎桑原議長

竹内さん、よろしいでしょうか。はい。それでは他の方。町田さん、どうぞ。

◎町田委員

町田です。よろしく申し上げます。2 つお尋ねしたいっていうか、ひとつはお願いしたいんですが、一つ目が多核種除去設備、ALPS というんですかね。何か一つ確か、トリチウムだか何か、取れないで残るといはずだったような気がするんですが、これはもう解決してるんですか。それちょっと先に聞かしてもらいたいんですが。東京電力がわかるんでしょうね。

◎桑原議長

東京電力さん、いかがですか。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい、おっしゃるとおり、ALPS、多核種除去装置での汚染水の処理ですけども、トリチウムという核種につきまして除去することができなくて、現在トリチウムが残った汚染水が発電所の構内で貯留されているといった状況になります。解決されているかと言いますと、今この処理につきましては、国等も交えまして議論をしているところでして、解決は

していないといったかたちになります。

◎町田委員

もうひとつの件なんですけど、今、穴の説明があつて、僕前回は穴は聞いたんですが、あの、まず先に確認したいんですが、ここに載ってないですけど報道では49か所は柏崎市と新潟県が建設時に検査して認可した、ということに載ってたんですが本当ですか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

あの、こちらにつきましては建設時に建築確認というかたちで建築主事に確認をいただいております。現在、私どもが報告させていただいているのは柏崎市の建築主事になります。

◎町田委員

あのまあ、これ2つ違う話だと思うんですけど、その49か所はふつう人間ですから、許可が出れば、あの歩いていったって多分、いいと思って見ますよね。だったら見落としとか、わからないケースが多いわけですけど、残りに関しては多分、あとで工事したんで、東京電力さんが完了検査を怠っていた、まあつまりエキスパートが見なかったんですか。でいいんですけど、その最初の分はもうすでにokだということで流れていく中で、日々検してるからわからない、だとしたら、この貫通穴以外にも、要は例えば今規制庁がいろいろ検査して合格ですよ、って出てるわけですけど、じゃあ合格だからもうすでに大丈夫なんだってことで、おたくの作業員の方たちが日々の検査の中でそこを見過ごすというようなことがないように、この今のこの壁の穴の話ではなくて、壁の穴が起きた原因というものを東京電力さんではよく考えていただいて、その日々の検査の中にその、意識の中で、これはもう大丈夫なんだっていうような見過ごしがないような体制、あるいは教育というものをご希望して今後同類のような事象が発生しないように努力していただきたいということをお願いしておきます。

◎桑原議長

ありがとうございました。お答えありますか。はい、どうぞ。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

基本的に建築主事の確認というものは、ほぼ丸一日かけて検査を行っております。検査自体は、全数を確認するっていうことではなくて、抜き取りというかたちでいただいているところがあります。また、例えば工事が終わって足場を解体してしまった後で、高いところが見えないといった環境の中で検査いただいているところもあり、私共としてもその検査を受けるにあたって落ち度があったのではないかと感じてございます。以上、補足の説明になります。

◎桑原議長

はい、よろしいでしょうか。それでは他の方。はい、吉田さん、どうぞ。

◎吉田委員

えー私からはですね、昨年末にあの、先ほど言われたように規制委員会が東電柏崎刈羽原発の再稼働を認めたことに対し、私としては抗議をしたいと思っています。

規制委員会の前委員長の田中俊一氏が説明で、東電の事業者としての決意と覚悟を保安規定に盛り込むということを条件にして、そうすればこのことが実効性を持つんじゃないかというようなことを言っていました。それで規制委員会、そういうことで一応なんか合格するようなことを匂わせておいていたわけですけども、規制委員かいとしてはですね、ちょっとその精神論的というか、論理性が全くないというか、私からすると悪い冗談としか思えなかった。あの、そもそも福島第一原発事故の大惨事を起こしたことで二度と福島を、みたいな事故を起こさないようにするために、権限を持った賛助委員会とかたちで原子力規制委員会がスタートしたわけですけども、今回のようなそういうなんか、いい加減っていうか、そういうようななんか、本来規制委員会がきちっと審査しなきゃいけないことをですね、なんとなくなんかモヤモヤとした感じで精神論みたいなかたちでゴーサインを出すっていうことはですね、これからあの、電力事業者のための、申請した場合にですね、そのアリバイ作りみたいな感じになるんじゃないかという危惧を私はすごく持っています。それであの、そもそも福島第一原発の大惨事はですね、国際原子力事象評価尺度をレベル7という、チェルノブイリと同等あるいはそれ以上じゃないかと言われていて、まあ大惨事だったわけですけども、国も東電もこの事実をこう意識的に過去の出来事であるかのように葬ろうとしているように私には見えます。福島原発事故からすでに7年経ちましたから、経ちましたが現在国や東電の責任者は、皆さんご存じのように誰一人責任を取っていません。あれだけ大事故を起こしておきながら責任を追及されないというこの日本という国はいったいどういう国なんだろうかと。法治国家としてどういうものだろうかなというふうに私は非常に信じられない気持ちでいっぱいです。福島第一原発は事故の処理は今もって目途もたっていませんし、メルトダウンした核燃料の状態すらどこにあるかわかりません。その上今もって高濃度の放射能で汚染された水、地下水がまあ太平洋に流れ込んでいるわけですよ。そういうことで、国際的にも非常に批判されているわけです。そういうことでですね私は、東電は他にもずっと今まで隠蔽や改ざんを繰り返してきたので全く許せないんですよ。それで、その中でも柏崎刈羽でシュラウドのひび割れの改ざんなんかもありましたし、まあ最近では福島第一事故の翌日にメルトダウンが起きていたにも関わらず、清水社長ですかね、隠蔽していたと。そういうこともつい最近になって新潟の検証委員会でわかったということもありますし。柏崎刈羽原発では、我々のはあのよく、この委員会でも問題になっている重要免振棟の耐震性の問題。このことについてもですね、2年か3年隠していたというようなこともありますし、本当に驚くことの連続なんですよ。東電は福島原発事故の検証も真摯に取り組んでいるとは到底思えませんし、そのためにですね、福島の被災者をないがしろにしているように私には思えるし、その賠償費用のためにですね、柏崎刈羽原発を動かそう、なんていう話はとんでもないと私は思っています。福島のその被災者の方でもですね、原発で同じあの、自分たちが被害を被った原発で補償されるっていうことに対してですね、心情的に果たしてすんなりと受け入れられるものかというふうな気が、私はしているんですよ。その東電の姿勢っていうのはあまりにもこうなんか無神経。厚顔無恥と私は思うんですけども。このような東電

は事業者として原発を取り扱う資質も資格もないと。あのちょっと厳しい言い方をしますけれどもそういうふうには言わざるを得ないというふうに私は思っています。国も東電も、まあこの場で私がこのような意見を言っても聞き流すことでしょうけども、原発の近隣に住む私としては、このことだけは絶対言っておかなきゃいけないという気持ちで今発言させてもらってるんですが、柏崎刈羽原発の再稼働に私は断固反対します。

◎桑原議長

吉田さん、ご意見ということでよろしいですね。はい、それじゃあ他の方。えー宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎です。今ほどほんとね、お怒りの言葉がありました。それに関連してのことをちょっとお聞きしたいんですが。規制庁にですね、ひとつはその、審査合格を出したというんですが、私は一生懸命パブコメを応募して何日も頭を悩ませて書きました。ですが、あなたの意見は間違ってますという返事も何にも来ないんですが、このパブコメによってですね、意見を出した方へ返信っていうようなことはしないもんなんですか。これがひとつですね。それから、このたくさんまあ、900 通くらい出たといわれてますけど、これによって何か変更するとか考慮したというようなことがあったのか、ないか。またあるいはそのヒアリングを改めて行うようなことになった、いわゆるパブコメした内容がですね、生かされているのかどうか。それを聞かしていただきたい。これが規制庁への質問です。

◎桑原議長

では、規制庁さんお願いできますか。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。パブコメに対して提出していただいたことは御礼申し上げます。ただあの、個別にパブコメをいただいた方にですね、規制庁から個別に回答するということは今までもしておりません。で、ただどういうコメントがきて、それに対してどういう回答をしたかというのはあの、規制委員会で報告した資料の中に全部出ておりますので、もしパソコンが見れるようであればですね、ホームページから見ただけであれば宮崎委員のですね、コメントを出したのに対する回答というのも入っているはずですよ。

で、もう一点のご質問ですが。じゃあなんかそのパブコメで考慮するなり審査書に反映したことあるのかと。私もちょっと全部確認しきれてはいないんですが、当然考慮すべきものがあればですね、それについてはこういう変更するというかたちで委員会にも報告しておりますので。何点かはそういうものがあつたというふうに思います。ちょっと具体的にどうだったかというのは今お答えできないんですが、ゼロではなかったと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。えー。

◎宮崎委員

2つある。東電なんですけど。

◎桑原議長

東京電力さんですか、はい。あのじゃあ東京電力さんにとってことでもうひとつね、はい。

◎宮崎委員

すいません、宮崎なんです。今度は東京電力のほうにお聞きします。先ほど、福島第一の措置についていろいろ説明いただいたんですが、ちょっとどこかで説明あったかもしれませんけれど私の頭の中にはその回答がないので教えてください。

えっと説明。1号機の暴風フェンス、それから3号機の燃料取り出し、こうあるんですが、この使用済み燃料を、これをプールから取り出したあとですね、どういうところに、どういうかたちでこの保管するんでしょうか。まさか、青森までもっていくということはもうできないわけですが、最終処分場のない状態でこの取り出したものはどうされるのかお聞かせ、おしえてください。どこかにあるのかおしえてください。それからその、関連して今度、1から3号の復水器から水抜きをすると。これ高濃度汚染水なわけですよ。これは先ほど町田委員もちょっと聞かれたALPS等使ってまた除染するというようなことをするんでしょうか。この高濃度汚染水をですね、これ汲み上げたわけですけど、この処理をおしえていただきたいと思います。2つお願いします。

◎桑原議長

東京電力さん、お答應えますか。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。ご質問ありがとうございます。プールから取り出した燃料につきましては、先ほども申しました、貯蔵容器というものに収納いたしまして、まずは敷地内にあります共用プール建屋というところに運びましてプール内に保管いたします。そこが容量がいっぱいになる可能性もありますのでそうしましたら再度容器に移しまして、福島第一の構内の中で一時仮置きをするといったところになります。将来的な構想につきましては検討中のございまして、最終処分を含めてまだ検討課題があるというふうに認識しております。

それと、復水器から抜いた水、汚染水の処理でございますがこちらは他の汚染水と同じように、キュリオンやサリーでストロンチウム、セシウムを除去いたしましてその後、多核種除去装置で処理して、大方の核種を除去します。トリチウムは残ってしまっていますが、そういった処理をいたしております。以上です。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは山崎さん。はい、どうぞ。

◎山崎委員

山崎です。先ほど、竹内委員の関連に対しましてちょっとお伺いしたいということでございます。先般からデータ不正問題ということについていろいろ報道されておりますが、今ほど言われました三菱製鋼、あ、神戸製鋼ですね、神戸製鋼とそれから三菱マテリアル関係について、今現状、東電さんのほうでそういう業者から物資の購入というのはあるか、ないかというのをおしえていただきたいと思いますということでございます。以上です。

◎桑原議長

それでは、東京電力さん、お願いできますか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
はい、東京電力です。神戸製鋼につきましては先ほども規制庁さんのほうからお話しただきましたように、重要な設備に対して神戸製鋼のものが使われているかどうかというようなことについて中間報告ということをしていただきました。それ以外につきましてはですね、今、神戸製鋼も三菱マテリアルもいずれも調査をしている段階でございます。神戸製鋼製のものが使われているということはありますが、それが何か不正があったかどうかということも含めての調査を続けているという段階でございます。

◎桑原議長

えー、山崎さんよろしいでしょうか。はい。それじゃ他の方。さっき、そちら手を挙げませんでした。挙げない。そしたらじゃあ、高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。先ほど町田委員のほうから質問のあったトリチウム水ですけれども、現在トリチウム水は、タンクでいくつくらいあるのかということと。それから、先ほどのお答えでは、この処理については国と、国を交えた議論で、というふうにおっしゃってますが、確か国はこの適格性の関連も含めて、国を交えた議論ではなくて東京電力はどうするのかということを示せ、示さなければいけないんだと、新しい更田委員長もそんなふうになんか強調していらっしゃると思うんですが。適格性の問題と絡みます。それがはっきりとできなければ適格性がダメになると私は思っているんですけれども、そのへんのところは、なぜ今になっても国を交えた議論などおっしゃっているのか、そこをお聞きしたいのと。

それからこれは東京電力なのか、規制庁なのかちょっとははっきりしませんが。先ほどの17ページの、あの東京電力のね。17ページの資料では、2013年に、9月27日に保安規定の変更許可申請が出てるというわけですが、今回の中で適格性については保安規定に盛り込むというかたちで確認されるというふうになってると思いますので、この適格性に絡んだ、東京電力が決議文を出しました、決議文、決意文みたいなものを出しましたけど、あれをどういうふうに盛り込んで保安規定の変更許可を出すのか、それいつ頃あの、東電としては規制庁にそれを出すのか。ちょっと、そのへんのところがもし、おしえていただければお願いしたいと。以上です。

◎桑原議長

えー、じゃあお願いできますか。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

それでは福島第一のほうに、の関連につきましてまず私のほうからお答えしたいと思います。トリチウム水のタンクの数ということでご質問があったかと思えますけども。1000tタンクでだいたい1000基ということで、100万tのトリチウム水が現在、福島第一の構内のほうに貯蔵されているといった状況でございます。

それと国を交えての。トリチウム水の処理について国を交えて議論というところで、ご指摘をいただきましたが、言葉が足りませんでした。当然あの地元の方の合意っていうことは重要だと我々も考えておりますし、風評対策というところについても当社としては

自主的に取り組んでいくところだと思っております。こういったところもありますし、一方、国を交えている処理の方法についてご議論いただいていると、いったところもございまして、こういったところ合わせて最終的な決断をしまいたいと考えております。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
東京電力柏崎刈羽の太田でございます。先ほどこの17ページの表でお話をさしていただきましたように、設置変更許可申請につきましては、昨年12月27日に許可をいただきました。ただ、許可をいただくにあたっては弊社の社長が提出させていただきました文書の内容を保安規定に織り込むということを条件に許可をいただいたというかたちでございます。どのように保安規定の中に盛り込むかという記載の内容につきましては現在検討を進めているところでございまして、この案ができましたら保安規定の補正というかたちで規制庁さんの審査をいただくという過程になっていくものと思います。具体的にいつ、ということについては、申し上げる段階ではございません。また審査にどのくらいの期間がかかるのかということについても弊社からお答えできる立場ではございません。以上でございます。

◎桑原議長

それでは引き続きまして、規制庁さん。お答え。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

えっと、今の東電さんの答えでたぶん、こちらから追加でいうことはあまりないんですが。あの、先日のあの委員長の会見でもちょっと更田委員長が触れてましたが、保安規定の変更に関しては、今後あの東電さんから出てきたものを審査しなければいけない。但し、あの今までと違ってその適格性を盛り込んだかたちの保安規定をですね、どのように審査していくかというのは規制委員会のほうでも慎重に考えなきゃいけないという発言はございましたので、まああの今後その保安規定の認可に向けてどのくらい時間がかかるかも含めてはちょっと私のほうからもお答えできない現状です。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

◎高桑委員

東京電力に、私の質問に対してのお答えの中で代替循環冷却系にかかる、それが開始できる時間のほうは話いただいたんですが、これは何人くらいの運転員の方がかわらなければできない仕事なのでしょうか。運転員の数が書いてありませんので。その運転員の方々が集まれる可能性の時間というのはどれくらいなのでしょうかと。私この、今いただいた答えでは、運転員が取り掛かったら9時間くらいの時間を要するという話ですが、何人運転員が集まらなければ取り掛かれないのかというね。運転員の人数。で、それが集まるための時間というのはどのように。この中には入っていないんじゃないかと思うんですけども、どうなのでしょう。そこをちょっと、質問の追加みたいなかたちですね。お願い

したいと思います。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
はい、ありがとうございます。引き続き東京電力の太田でございます。

代替循環冷却系を動かすにあたっては準備が必要ではあります。代替循環冷却系のための代替の熱交換機車を準備するというようなことなど、建屋の外で行う作業、それから建屋の中で配管のラインをつくるためのバルブの操作などがございます。こういった操作をするための要員、建屋の中については運転員が行う作業ですし、建屋の外で行う作業については万が一の時にそういった操作ができるための復旧の要員というものが待機した状態になります。したがって、駆けつけるのに必要な時間というのはなくて、いざというときに準備をすることに要する時間が、9時間という数字を書いているということでございます。人数ですが、ちょっと今手元にも私はないので具体的に何人ということは申し上げることができませんけれども、代替循環冷却系の建屋の中であれば運転員数名でバルブの操作はできますし、建物の外の代替熱交換機車、それから配管の接続、こういったものについてはおそらく十数人くらいで対応するような作業ではないかと思います。今正確な数字は今持ち合わせておりません。そういった作業ができるだけの要員を待機させるということでございます。

◎高桑委員

あの、常に待機させているんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
はい、そうです。

◎高桑委員

昼夜を問わず。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）
もちろん運転が、開始になった時にはですね。はい。

◎高桑委員

あとで詳しい内容は、次回でよろしいですが。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

わかりました。

◎桑原議長

それではあの、次回資料を提出していただければと思います。

えーとですね。前回定例会以降の動きにつきましては時間も超過いたしましたので、この辺で締めたいと思います。それでは事務局のほうから、これからのちょっと会議のやり方についてちょっと、お願いできますか。

◎事務局

議事の2以降につきましては、委員のフリートークとなりますので、これからは委員のみとさせていただきます。オブザーバー、傍聴者、報道関係者につきましてはご退席を願いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではですね、委員さんのみのですね会議が始まるまで10分間ちょっと休憩をいたしたいと思います。今40分ですので、50分まで休憩を入れますのでよろしくお願いします。それではオブザーバー、傍聴の皆さん、報道の皆さんありがとうございました。

－ 休憩 －

※以下、オブザーバー、報道関係者、一般傍聴者は退席

◎議長

それではですね、ちょっと時間前ですが全員お集りのようでございますので、時間を有効に使いたいと思いますので議事(2)のほうに入りたいと思います。これからですね、会の運営、または、来月の情報共有会議等もございまして、それらの説明も含めて委員のみのフリートークというご案内になっているかと思っております。

まずですね、こういう時間を設けた目的はですね、委員の皆さんから私個人に対するあの、ご質問等もありましたし、いろんなその運営委員会で議論した中で、半数近くが新しい8期の委員なので会則を含めてもう一度その、すり合わせをしたほうがいいんじゃないかなというような話も出まして、今回の時間を取らせていただくことにしました。

細かい話はしませんけれどもですね、まずこの会がですね、委員の皆さんの個人的な意見を含め、ご質問・ご意見等を皆さんから出してもらって、運営委員会でそれらを正式にオブザーバーにお願いするかどうかも含めて検討するわけですが、そのあたりのちょっと認識の違い等もございまして改めて会則の理解も含めた中で、もう一度確認をしたいということで今日の時間となりました。

この会の大原則ですね、会則にもありますように、この地域の会はですね、賛否の決議はしないと。これがまあ大原則でございます。それで、じゃあその賛否の決議はしないけれども、委員からのどんな意見でも制限をしていないということでもありますし、それによってですね、じゃあこの地域の会が何を目的とするのかってということなのですが。まあその、発電所の安全性、それから透明性の確保ですね。事業者に取り組んでもらってですね、それをまあ、国及び自治体とも含めて透明性を確保するってということで、情報の隠蔽とかそういうものがないようにってということも含めて、透明性を確保するというような会でございます。それによって地域の会が国とか県とか東電さんも含めましてですね、提言とかそういうものも踏まえた中でより柏崎刈羽原子力発電所が安全性を確保する、というようなことが大前提でございます。従いまして当然、定例会の中ではそういうものをですね、テーマとして議論していただくわけですが、その中にまあ皆さんが月に1回集まっていた定例会、そして運営委員会というものがあるのですが、運営委員会の役割とは何なのか、ということで質問も受けております。この運営委員会はですね、この会則にありますように「運営委員会は会長・副会長及び示した若干名の運営委員で構成をします」と。運営委員会は会の審議ですとか、定例会の運営をですね、円滑にするためにですね、事前に

議題とかそういうものは、決めるわけですが。その中で情報誌の企画・編集、これも中身を検討するという事です。具体的に運営委員会では、じゃあどういふことをするのかというの一言一句書いてないじゃないか、というふうなご質問がありましたですけれどもですね、これは会の目的に沿ったものをその運営委員会で審議するわけですから、当然その委員さんからですね、質問・ご意見等のオブザーバーに事前に書面で回答をお願いするものについては会の目的に沿ったものでなきゃいけない、ということは大原則です。従いまして以前にもお話ししたように、再稼働の決議をすれ、とか、廃炉にすれとかっていう内容のものについてのご意見、そういうものについては当然その運営委員会の中では、それはできませんよ、という話になります。

それとですね、会の行動を伴うもの、つまりですね、以前ある委員さんから。東京電力さんから地層の場所に行って説明してもらえますか、というまあご意見というか要望がありました。これにつきましては正式に運営委員会で承諾をしてですね、その例えば東京電力さんをお願いする内容のものについては当然その行動を伴うというわけですよ。で、OKですよって言われたときに地域の会全員がそれを議題の一部として案内してもらって行くという内容に当然なるわけですね。それはその地域の会の議題の延長でもないし、そういうその地域の会としては全員としてそういうものはお願いしてないのだから、その委員さんは直接東京電力さんをお願いして現地へ案内してもらったらいかがですか、とそういう意味でこれは会としては挙げられる内容じゃありませんね、というようなことですね。従いまして、運営委員会で皆さんのご質問・ご意見をですね、制限するということは一切ありません。今までもありませんでしたし。

そもそもですね、委員の皆さんの質問等も事前に紙で出してもらうものについては発足当時はですね、定例会で議論した内容が時間的に足りなくて、まだその内容についてそのご意見があるとか、そのもう一回聞いてみたいとかというものを基本的に出したんだというふうに聞いております。だけど今はですね、その議論の中の延長じゃなくて全く違うものでも OKですよ、という受付の仕方をしてますので、逆に言うと発足当時から言えばむしろもっと拡大しているんじゃないかというふうな考え方をですね、私自身はしております。

従いまして、運営委員会はその会として取り上げるかどうかという話が前提で、それは目的に沿ったものかどうかということが前提になりますので、今後もこれからもですね、皆さんのご意見を制約するとかそういうものは一切ありませんし、今までもしてないと思っております。

従いまして、ある委員さんのほうからちょっとご質問はいただいたんですが、当初はこのように考えなんですよっていうふうにして説明しようと思ったんですが、ご本人が書類で返してくれということで、これは両副会長とも内容を確認してお返ししました。

今後はですね、委員の皆さんをお願いするのはですね、そのいろんなお考えもあると思いますが、それは定例会のフリートークの中でもなんでも言葉でですね、説明を求めたりできるわけなので、あまりこう四角四面に書類で要望されて、書類で返すというところまでいなくても、皆さんで定例会の中とか、運営委員会の中でそれはいくらかでもその検討

できる内容ですので、できれば今後そういうふうなかたちにしていただきたいというのはここでお願いをしておきます。

それから、新任の方、以前からの再任の方とおられますけれども、8期では委員が9名くらい入れ替わっておりますので、半年も過ぎましたのでこのへんで、どういうふうな引継ぎをされて会に入ってこられたかどうかわかりませんが、そのいろいろあると思いますけれども、順番にご指名しますので、この会に対してどんなふう聞いてきたけど、ちょっと中身はどうなんだろうとか、今後こんな要望をしたいとかっていうことも含めてですね、いろんなご意見をちょっと出していただければな、というふうに思っております。

それではですね、ちょっとご指名しますので、なければいいですが、今そのご自分が委員として入ってこられてどんなふうな感想をもっているかということもお話しいただければありがたいなというふうに思っております。

それではまず、〇〇さん。はい、お願いできますか。

◎委員

今回初めて入って半年くらい過ぎたんですけど、まあだいたい月1回くらい会議があるんで、それはそれでちょうどいいんじゃないかと思います。それとあと、時間的にも6時半頃からなんで楽だと思えますんでこのままの感じでお願います。以上です。

◎議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして〇〇さん、お願いします。

◎委員

遅くなりまして、今年もよろしくお願います。

私がまあなぜこの会に出席になったかというのがですね、まあ基本的にたぶんですけども、前任の方からまあちょっと、商工会の青年部でよく顔を合わせる中ですね、まあ次ちょっとやってみてくれないかというお願いの中で、私もあの生まれた時からずっと東京電力、まあ原子力発電所というものが目の前にあってそれが当たり前だっというかたちでずっと過ごしてきたんですけども、まあこれを機にもう一度そのへんも真剣に考えなきゃいけないというかたちで参加させてほしいということでおじゃまさせていただいています。まあただちょっと。なんていうんですかね、正直、地域の会というものがまあ具体的にこういうところだから行ってこい、とかまあそういう説明を受けてちょっと来ていないところがあるので、私もあの月イチで出席させていただいて、まあその中で発言もさせていただいたりもするんですけども、中にはちょっとまあその会にそぐわない質問だとか発言だとかがあった場合にはちょっと指摘もしていただけたらなと思っております。まあ今後もよろしくお願います。

◎議長

ありがとうございます。それでは〇〇さん、お願いします。

◎委員

私はあの、前の方がちょっと続けられなくなったので今回、代表として参加させていただいたんですが、一番こう市民の方に近い立場ということで、ちょっとこんなこと聞いて

みたいというような声があったのはなるべくあの、聞く場がない方なんかの話は聞いてこようかなというふうに自分の中では理解しながら参加させていただいています。

会としては、オブザーバーの方の答えもかなりきちんと出してくださるのでいいなというふうに思っているのですが、ちょっと運営委員会 2 回ほど参加させていただいて、運営委員会の会長・副会長を抜けたメンバーのちょっとバランスが悪いんじゃないかなというふうに今感じているのが実感です。

あともう一個、この間の研修会のような、勉強会みたいなかたちの時に資料だけ配られて、あとでその資料を見た時にすごい、なんかモヤモヤが残るので、配られた資料は簡単でもいいので触れていただくと自分の中でモヤモヤがなくなるなというふうには思っています。以上です。

◎議長

ありがとうございました。それでは〇〇さん、お願いできますか。

◎委員

はい。私がこの会に入る前に引継ぎというか、私が何年も前からこの地域の会のほうにはオブザーバーじゃなくて傍聴者として見に来させてもらってまして、もう 10 年以上。自分の推薦団体に入会してから原子力発電のことには勉強というか学びを常に続けているつもりですし、あと、エネルギーですよ。資源とエネルギー。あと経済面、そしてあの今でいえば安全性とあと国家間の安全性ですかね。いろいろな面から勉強をしている最中である中で、この地域の会というのはなかなかない場であるというか、ふつうに一般の私たちが専門家に引けを取らないくらいの勉強をして、専門家が出してきたものに対してさらに違うんじゃないかというふうなことを、ふつうの一般の人が質問をするような、なかなかハードルの高い、ああいうなんだとは思いつつも会の代表として地元の若手の人間の代表として参加させていただいております。

この会の内容についてなんですけれども、私とその昔からこの会の内容はある程度把握はしていたんですけども、名前が「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」という名前でありながらも、私途中で 1 回、これ本当に透明性を確保する会なのかなというふうな疑問をこの場で話したことがあるかもしれませんが、透明性を確保するためのなんか意見交換をする、してるのか、それともなんかその専門分野を細かくまで指摘をする場なのかが、今イチちょっと不明瞭というか。なんで集まっているのかがちょっとその私の参加している感想の中でははっきりとこの場所で、この透明性を確保するためにみんなが集まっているんだぞっていうふうな答えを今まだ持っていないというのが私の半年くらい参加しての感想ですので、できたらその、この会の名前のおり東京電力が不正をしたあの事件を二度と起こさせないっていうふうな気持ちを持った内容になるような印象になっていければ嬉しいかなとは思っています。以上です。

◎議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして〇〇さん、お願いします。

◎委員

何度か欠席してしまって申し訳ありませんでした。

あの、半年参加させていただきまして、私の前任が下りるということで私の団体のところ見まわした時に、ちょっと私以外に当事者が非常に多いものですから、そういった事情もありまして私のほうでこの会に参加させていただいています。

この場は賛成とか反対とかそういうことを議論する場所じゃないということで話をされてますし、私もあのすいません、ちょっと内輪の話になりますと、まあ自分の所属する組織になりますと、全体としてはあの原子力発電所については既存の原子力発電所については、国が責任をもって尚且つ住民の理解が得られれば再稼働は認めるよっていう立ち位置できてます。なので、言葉はちょっとうまく言えないんですけど、まあ賛成も反対もなかなかしにくい環境がありまして、なかなかとがった意見が言えない、言いにくいというのが実情であります。ただこういう場所で様々な考えの意見を、あの考えを持っていらっしゃる方たちの意見を聞くことによって基本的にどっちが、どちらも正しいんだろうなという思いがあります。反対される方、稼働を進めたいっていう方たちもそれぞれ正しいんだと思ってますのでやはり答えていうのは出ないんだろうなというふうに思ってます。

で、ただこういった場所で様々な意見が出てくるところが非常に大事だと思っ
ていますし、なかなか答えが出せない場所だになっていうことは非常に痛感しています。ので、うまくは言えないんですけど、ただ、先ほどの委員さんが言われたみたいに、なかなかその透明性を確保するにはどうしたらいいかっていうところが確かに。じゃあこれからどうしていったらいいんだろうかね、っていうそういったところがなかなか見えてこないところがあるので、それぞれの主張が出てきてそれでおしまいになってしまうところ
が何となく印象としてはありますんで、ちょっとうまくは言えないんですけど。意見は意見として聞いたうえでじゃあ今後どうしていったらいいかなというところまで行けるといいなどは思ってるんですが。すいません、ちょっとうまくまとめられなかったんですけど、そういったふうに感じてます。以上です。

◎議長

ありがとうございました。それでは続きまして〇〇さん、お願いします。

◎委員

なんか先ほど会長さんから、私の名前も出て、私が運営委員会に質問した。運営委員会じゃないか、会長さんに質問したね。あの時の回答の仕方が私ほんとに、いったいこれはどうなってんだと思ったんですが。最初に返ってきたことが私の質問に対して運営委員会で議論したと、議論の経過を私のところに届けられたんですね。私は議論の経過を聞いても私が質問したことに答えてないものですから、ちゃんと文書で下さいということで、文書でいただきました。で、その中身は何だったかというのと、この、こういう質問書ですね、この説明文が昔から書かれていたんですが。なんか私が委員になってきた、そのあとからこの質問を受け付ける説明文が変わっちゃったんですね。で、運営委員会で審査して、というのはたぶん。ちょっと今しっかり覚えてませんが、そういう審査して、という中身があったもんですから、審査はあり得ないでしょうということで反論してまあ、どうなんだ

という質問をしたんですが。あの時ですね、やっぱり文書でちゃんといただきましたかったんでね、文書でいただいてこの、一度出されたこの質問に対する呼び掛け文がまた元の文書に戻ったということがわかりましたんでそれ以降は私、問題にしていません。

ですから運営委員会っていうのは審査する、質問を審査するようなどころではないんだということをしつかり確認させていただきたいと思うんです。

先ほど発言された委員さんも質問と一緒に調査をしたらどうですかっていうんでしたかね。そういうふうなことも規制かける必要ない内容だと私は見ていました。とにかく東電に聞いたら東電がどう答えるかであって、それは個人的ですから。個人としておいでください、というような回答になるかですね、回答を見てからまた次に進む話であって、最初からその意見・質問を取り下げなさいっていうのは運営委員会としてやりすぎだなと思いますね。ただ、運営委員会の言ってる原則はわかりますよ。原発に関係しないような天候のこととか、聞けばそれは止めたらいかがですか、ということは言われてもいいと思いますが、やっぱりこのいろんな議論したですね、この会議を続けた中で出てきた意見・質問というのはもう多少違っててもですね、質問として挙げるべきだと思いますよ。だって私らここで質問しても私だってトンチンカンの質問してることありますよ。だから皆さんがあんたの質問トンチンカンだから取りやめな、なんて言ってないです。文書で出した時だけなぜこれはダメなのかっていう、そういう規制かけ方っておかしいわ。この場でさえ規制かかってないんだから、質問だって規制かける必要ないっていうふうに私は思ってますがね。

◎議長

はい、ありがとうございます。今のちょっと発言された委員さんのお言葉についてですね、ちょっと私なりに補足させていただきますと、実は運営委員会での質問というか要望ですね、それを東京電力さんのところにこの内容については、っていうふうになった時にですね、これは地域の会としてのお願いなんですかっていうふうに確認されました。その時、運営委員会に出ていただいた方はお分かりだと思うんですが、例えばですね、議論、議題として挙がっていて、その中でじゃあ委員さんが要望されたようなことが。

◎委員

ちょっとその内容がわからない人がいるから、具体的にこういう要望があったんだということを言わないと何を話しているのかわからない人が大勢いるよ。

◎議長

運営委員会で質問のあった委員さんが要望されたのは、地層の話なんですね。それであるのか、どうぞ。

◎委員

説明しましょうか。あの時にこの地点の取り違いみたいな話がいろいろあって、その場に行ってみたのと東電の説明がちょっと今いちマッチしなくて、そのことをちょっと市民の方とお話する中で、なんか全然混乱してきて、じゃあいっそ一緒に行ってその場で説明してもらえばわかるのかね、っていうレベルの問題なんです。で、私が質問に書かない

でその場で手を挙げて言えればよかったのだけど後になって質問で、そういう希望したらその場で説明してもらえますかって聞いた質問のことです。はい、取り下げたのは。

◎委員

マップの中でこの断層とこの断層のバツテンの位置が違っていると、そういうことなんですよ。

◎委員

そうそう。それを現場に行ってみるとなんかすごく。標高とかが全然違うのを目で見て、ああこれ直に説明してもらえば納得できるのかなあみたいな感じ。

◎委員

それで、それをみんなで見に行こうと。

◎委員

行こうってことじゃない。

◎委員

それはみんなで行こうってことになるんですよ。運営委員会にあがってきた以上は地域の会としてお願いしますって言わなきゃならないので。そういうことはそれを会として、会全体として要望するっていうかたちになる。ですから、ご自分でもおっしゃいましたけど、ここで手を挙げて「やっていただけますか」って言ってそれに対しての答えがあればたぶんそれでよかったんです。ということなんです。

我々はその委員さんが言っている内容がダメだとか、いうことを言っているわけではないってことは何回も前から申し上げてると思います。

◎委員

取り下げはまあ、わかりましたって感じで簡単に取り下げたと思うんですが、私は。はい。

◎委員

そういうことははっきりしないとさ。何を話してんのかわけがわからない。

◎議長

今、言ったとおりなので。今の委員さんが言われたように。会として正式にオブザーバーをお願いするってことは、会に正式に答えが来るってことですから、当然全員が見に行くって話になりますよね。でもそれは。それは議題の中で延長線で、じゃあみんなで行きましょう、行きたいのですが、どうですかっていうような流れの中で改めてお願いしたんなら別だけでもそういう議題でもなかったし、まったくその説明、現地で説明してじゃあ説明しますっていうふうに東電が言ったときに、これは地域の会としての正式な答えですから全員が行くと。我々はでも全員の中でそういうお願いはしてませんよ、と。そういうのをしていただきたいと。だからもしそういうのであれば、東電さんから直接言って、あの説明してもらったらいかがですか、っていう話で。それで取り下げるとかダメだとかっていうんじゃないくて、個人的にお願いしたらどうですかっていう話なんです。

◎委員

あの、質問書を出してるわけですよね。質問書が出てきたらそれは地域の会としての質問になるっていうふうな話があったんですが、それはあり得ないですよ。絶対ありません。

◎委員

運営委員会では、あの件に関しては質問というよりも要望として取ったんです。あの、していただけますか、対応していただけますかっていう質問形式でしたけど、あれはそういうことをやってもらいたいという要望だというふうにとったわけですよ。

◎委員

そういうのじゃなかったけど、そういうふうにとったんですね。

◎委員

全員のものになるというふうに東京電力は取るのかなあと。取るのだと。そうするとちょっと、地層の問題についてはね、ここではそんなに深掘り、東電の言葉じゃないですけど深掘りするということはあまり共通に理解していなかったもので、それはじゃあ全員で要望ということではならないのではないかなというふうななかたちで、個人で対応していただいたらどうですか、みたいなことになったんですよね。だから東京電力としてはああいう質問や意見が出てくると、じゃあ運営委員会で決めてこれ質問・意見です。って言ったときにやっぱり特にあれは行動、それこそね動きを伴うものだったので、それで東京電力としてはじゃあ地域の会としての全員のね、要望なんではしょうか、っていうことをちょっと言葉でおっしゃった。そのへんのところがそのところに流れているんです。

◎委員

それは、行動を伴う要望だったからじゃあ取り下げ。取り下げってことは、でも私事務局から取り下げと決まりましたっておしえてもらったんで、取り下げは取り下げだと思ってるんですけど。あの要望で行動を伴うものだったから取り下げだったけど、でも要望って皆さんたくさんしてますよね。あの、個人の要望は。書いたり発言したりしているそういう個々の要望は、行動を伴わない要望というか、会としてやらなくてもいいような要望であれば別に出せるのですよね。それもダメなんですか。

◎委員

個人の要望として出すのはそれは。

◎委員

それを出すのは構わないんですね。今回たまたま会の行動を伴いそうだったから取り下げた。それであれば納得です。はいはい。

◎委員

且つ、回答を求めるようなニュアンスだったからっていうのは。そこまで言って、その要望が出てるのに、シカトするわけにはいかない。こうしてくださっていう要望っていうよりは、もうそれ自体、開催するか否かっていう感じで回答まで迫っている感じだったんで。

◎委員

ああ、そうか。まあ、会としてって意味じゃなかったんだけど。でも、だから取り下げ
ってことであれば、そのいただいた時よりは意味は深まった気がします。

◎議長

あの今、おっしゃるとおりです。はい。それではじゃあ次、〇〇さんお願いできますか。

◎委員

私がここに、あの皆さんの仲間へ入れさせてもらったというものについては、所属団体
のほうから推薦を受けて出てきたということなんです。なぜ私がじゃあ出なきゃダメなの
かというふうにいるいろいろやったら私はコミセンのほうで、6 集落であそこのコミセンをや
ってるのです。で、町内会長を経験した人がみんな個々に集落順番っていうかその、任期
のあれで、2 年ですかね。この一期の任期が。それで、一期だとかまあ、一期はダメだけ
どもまあ二期くらいした人がまあ、あれだから次の集落の人に代わっているいろいろ勉強して
もらうために出てくれよ、ということで。じゃあ他の人もまだいるんじゃないかというこ
となんですけども、まあ第一条件としてはその町内会長をやった人から出てもらえばいろい
ろなことがわかって、いろいろなことがまた反映されるから、今度はあなたの番だからと
にかく協力してくれということで、ここに、皆さんの仲間に入れさせてもらったというの
が私がここにお世話になったと理由でございます。

で、まだ半年を過ぎたばかりなのですが、なかなか皆さんはご理解をしているんですが、
私はちょっとどうだかわからんけども、なかなかまあちょっと会についての言葉、あるい
は、というものについてもちょっと難しいということで、やっぱりもう少し皆さんについ
ていくことについての質問だとかというものについてもやっぱり勉強していかなきゃだめ
なんだかなあというふうにいる今の現状でございます。またこれからもよろしくお
願いいたします。以上です。

◎議長

はい、ありがとうございました。それでは〇〇さん、お願いします。

◎委員

えー、私はあの地区からまあ今回、順番だからあなたの番ですよっていうようなかたち
でこの場にいるんですけども、出てしまったなあというのが私の実感です。

あの、東電も手強いし規制庁も手強いし、なかなか本音を言わない。まあそんなもんだ
ろうなとは思いますが、ちょっと言っても全然響かないのでちょっとむなしい感じが
していますけれども、でも地域から出ていますので、この東電と規制庁に関しては絶対自
分の言いたいことはこれからも言い続けていかなきゃならないという気持ちでいます。ま
あ、あと1年半くらいですかね私の任期は。まあ。その間にそういう姿勢でやって行こう
というふうには思っています。はい、以上です。

◎議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、〇〇さんお願いできますか。

◎委員

いつも仕事の関係で本当に。私が着座すると会が始まるみたいで。本当に申し訳ござい

ません。いつも遅くなって。

私はあの、所属団体の会の代表ということで、3年前ですかね。この会に参加して。で、まあ2年くらいで任期が終わるのかなと思ったら、また引き続きやることにはなったんですが。なかなかあの、1年目くらいはこういう、その会の雰囲気というのにちょっとなじめなくて、まずあの、規制庁はじめ、経過報告みたいなのをターッと1時間しゃべって、なんかとにかく資料をこうやってめくって1時間終わって、なんだったんだ、みたいな感じで。なかなか私なんかは質問なんてどこまではいかないというのがまあ実際の感想だったんですね。

まあお互いのその、隣の人同士と向かいの人同士という会話っていうのは、あ、これはやらないような、その意見の対立意見を持っている人らが集まっているわけですからそれはあのすごく紳士的に、意見をこの場では戦わせないんだなというのも何となくわかってきて、ただ、なんていうんですかね。皆さんほんとにちょっと、まあそうではない方もいらっしゃるんですけど、これちょっと紳士的にいわゆるこの会がひとつのガス抜きになってんじゃないかなというようにちょっと懸念はこの一年あります。

やはり。まあ今日ね、委員さんがだいぶとうとうと再稼働に対しての気持ちを述べられていましたけども、ああいうね直球勝負の意見がね、出てきてもいいんじゃないかなって。そういう意見に対してなんかちょっと抑え込むようなことがあってはいけないんじゃないかなと思います。

そのみんな、専門分野のことをきちんと追求できる人も、もちろんそういう知識を持ってらっしゃる方もいっぱいいらっしゃると思いますが、ふつうに考えてふつうに疑問なことってたくさんありますよね。原発に対して。特に今一番市民の関心事は再稼働するのかわからないのか、っていうことだと思うんですよ。この会の中で再稼働という言葉があんまり出てこないっていうのはね、なんかちょっと不思議な感じもしています。

私ももうちょっとあの。水曜日はまあ自分の会の会議が入っていて運営委員会は全然いけないんですけど。運営委員の方のご苦勞も本当に毎回議題を決めるのも大変だと思うんですが。最近ちょっと。後半がなんかお勉強の会みたいになっていて、まあまあ聞けばまあなかなか興味深いこともたくさんあるんですけど、私たちがその自分たちのその知識を増やすということではなくて、なんかやっぱりある程度その団体の代表で出てきてるんですからその人たちに持ち帰って皆さんの意見をここに反映させましたっていうようなこともない。代表みたいなことできてるのに、なんかお勉強だけしてきましたっていうような感じが自分でもなんかそこ忸怩（じくじ）たる思いがあって、その勉強会、学習会みたいなことを企画するのであれば、なんか総論的なことではなくて、例えばこの間のリスクコミュニケーションの話なんていうのは。あ、すいません。もう終わります。

なかなか運営委員会に出れないものですから、お話しさせてもらったんですけど。まあ、要するにもうちょっと実際のその原子力発電所の中でそういうことが具体的にリスクコミュニケーションとして考えられている。まあ、この間の地域を回ったっていうこともひとつそういうことだと思うんですけど、それで実際に成果はあったのか、そうではなかった

のか、みたいだね。ことも検証したようなことも聞きたかったなあと思ってます。以上です。

◎議長

はい、ありがとうございました。それでは〇〇さん、お願いできますか。

◎委員

はい。〇〇です。この地域の会には自分の組織から推薦されてこの会に出向というかたちになってるんだと思います。

僕はあの、この会で言えば、柏崎商工会議所であって、刈羽村商工会だったり、あとなんだろ。JCはもう卒業しました。ただ、所属はしてました。柏崎エネルギーフォーラムにも所属。各会に所属はしております。それで各会からこうやって皆さん出てこられてるわけですよ、時間を費やして。で、この会自体、地域の会という会も組織なわけですよ。それで、会を開催してて、目的がある会なわけですよ、公な。で、目的というのは会則に書いてあって、尚且つ、会及び委員の権利と責務ということでここにも書いてあります。組織として会として運営されてるわけですから、ただなかなか言いづらいところがあって、委員は互いの意見を尊重するとともに自らの意見等には責任を持つものとします。要は各委員さんが発言する意見に対して束縛をする、拘束する。なんだっけ。要は簡単に言うと、「何を言ってるんだよ」ということを批判することはできない。自分と意見が違ってもね。自らの意見には責任を持つものとする。責任を持った意見を発言するからには当然その内容に関して知識をつけなければいけない。あの、今まであの何人かの方がおっしゃいましたけども。今日、あの僕、先ほどの委員さんが発言されたことってすごい。ああ久しぶりに聞いてよかったな、というふうに。個人的な感想ですよ、それは。思ったのは自分の意見を信念をもって述べられたと。それはそれでまた意見を発する場なのでいいとは思いますが。えー、なんて言えばいいんだろうな。やっぱり自分、会として公にこの場で発言したり意見を出すということは、その裏付けというかね、やっぱり。皆さん勉強しないとイケないと思うんですよ。わかんないから聞くじゃなくて、やっぱり説明も今まで何度もされてきてるわけだから、それを踏まえた上でわかんなかったらね、自分で調べて、最低限のやっぱり知識をつけた上でね、発言をしないと会が成り立たないんですよ。

僕はあの、今日は意見だと思って言わしていただきますけれども。2年半やっています。この会に出るとですね、非常にストレスが溜まります。言えないから。人の意見に。委員さんが発言された意見に対して尊重しなければいけないから。おかげで、この間の人間ドックで血圧が急上昇いたしまして、精密検査というかなんか、薬飲めとかなんか書いてあったんですけどね。まあそりゃ冗談ですけどね、冗談じゃなくてほんとなんですけど。そんなのはまあいいんですけども。

やっぱりこの組織として、会としてこれだけの皆さんが時間を費やして出てきてるわけですから、やっぱりそれなりの身にある会にしていかなければいけないんじゃないかな、というふうに思っております。はい、以上です。

◎議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして〇〇さん、お願いします。

◎委員

はい、よろしくお願いします。

私の会は、賛成の方、事業者的な方、それから市民的で尚且ついろんなこの原発に対しては非常に、そもそも原発にもものすごく反対だという方が会員の中には両方いらっしゃる会です。

で、私の立場としてここで、いろんなことのお話合いがあったのは運営委員会の時に時折、こういう内容があったよ、とかってというようなことは流しておりますし、それからまあ反対の人の意見も聞いたり、賛成の人の意見も聞いたりします。

そして、以前、前会長が私ら共のところから出ていたということで、推薦は絶やさないといいことで私が出てきたんですが、あのなかなか賛成・反対の人がいる中でのアレなので、非常に立場が。どうやったらいいのかなってというのが私の悩みの種なんです。

それで、以前原発がある街で非常に原発のことを知らないんじゃないかというようなことを話し合ったことがあって、私がじゃあモニターとして、原子力発電所のモニターとして1年間参加させていただいたことがあります。そして今のこの会に入って東京電力さんの意見等々を聞くと、えっあれ違ったのかなっていう部分もあるし、あれだなんていうような部分もあるんですが、私らの会とすれば反対・賛成の人がいて、なかなかそれを被いての発言ができない。共通の発言ができるのは避難計画のみであるというようなことで、非常に自分自身は立場が、あの、どういう立場でお話ししたらいいのかなというのがいつも疑問です。

あの、それと私らここが荒浜なもんですから、私が自宅から遠いのはもちろんなんですが、なかなか夜の時間に違う方といっても事業者であったり、それから子育てがあったり、また仕事の都合があったりして、なかなか交代要員があつた。白桃の輪さんみたいに2年くらいずつで交代したいなと思ってはいたんですが、なかなか交代ができないというのが現状です。

ですから、それで私の現状はそんな状況ですが、この質問状なんですけど、できればパソコンでこの内容を送っていただくと、そうすると台紙を使ってその書き込みができるので、あのできれば画面、デスクトップの中に落としておけば次々と出して、その中に書き込めるかな。質問もしたこともないですけど、そういうふうなことができれば直接自分で書くより書きやすいかな、というふうに感じてます。以上です。

◎議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして〇〇さん、お願いします。

◎委員

私は、原子力発電所に対して推進の立場の会の代表として出てきております。で、たぶんこの会の中で私が一番長いんじゃないかと思えますね。今年で8年目。任期が終わるときには9年で、本来は10年の任期なんですけど私、中抜けてしているので、9年でこの会を出ていくというふうになります。また新しい人が来ますから、よろしくお願いします。

で、実は皆さんよく、定例会で発言する人は最初に手をパパっとして4人くらい。今、委員さんが信念のある発言を、非常にまあ褒めているわけです。まあどういう意味で褒めたかはわかりませんが。我々ももし、推進という立場でですね、天下国家を、エネルギーの問題でですね、しゃべらしたら30分くらい私はしゃべることができますよ。再生可能エネルギーの問題から。それからその原子力発電の電気の問題と。そういうことをとうとうと述べて、発電所賛成だ、ということをやったら30分くらいすぐ終わります。でもそういう場所ではなくて、この定例会はどういうことをやってるかということ、平成14年、前会長の時にですね、これは新潟県と柏崎市と刈羽村と西山町がつくった文書なんです。その中の、発足当時のはですね、立地地域として再発防止、これは前にいろいろな問題があったわけですね。シュラウドの問題等含めて。

「立地地域は再発防止のために発電所の透明性確保に力点を置くという観点から、国とは異なる視点で補完的に監視を行うことが必要である。専門家の助言を得ながら、監視体制の強化を図るとともに、国、事業所に対して情報の公開を強く求めていくことが必要だ」。これが地域の会のです、一番の基本的な思想なんです。で、ここで先ほど言ったみたいに、反対・賛成というものではなくて。それからお互いに意見をね、今日は名前を出させてもらったけども、隣の人と、いや俺の意見は違うんだ。例えばこういうことが。「東電コマーシャル大反対だ」という人がいるわけですね。ところがなんでコマーシャルがダメなんだということをこの場で意見を戦わせる場所ではないわけです。そういうことをもし言える場所にしてもらえば、それなりのことはやるんですけども、そうじゃなくて我々も要するに、言いつばなしの会というふうに私はまあ、考えておりますけども。ほとんど言いつばなしの会ですね、どこでそれが結ばれているかっていうのは、一番最後にその、この会としての答申するのがありますよね。そういうことであるから、今私どもがこれからまた1年半任期の間にやらなきゃいけないのは、もう少し。例えば今の、天下国家を語る場所は別のところでやる場所があるわけです。我々は透明性をもう少し突っ込んで、今細かな配管の問題とか材質の問題とかですね。「おい我々素人だけれども、そういうことはどうなってるんだ」と。今日は私、実は質問ひとつしたかったのはですね、配管の穴があるでしょ。あれは意図的に穴をあけていたのか。なぜかという振動、配管の振動だよ。あれをコンクリートで埋めてしまえば、それによって建屋が傷むかもわかんないと。そういうことも、でも私は個人的には質問しますけどもね。あの。そういうことを皆さんが思って、ああ東電は何やってんだ、っていうふうにそこでしっかり考えてるのか、というふうに追求しなきゃダメだと思ってるんです。天下国家はですね、反対賛成は別の場所でぜひやってもらいたいんですね。まあそういうことです、よろしく。

◎議長

ありがとうございました。それでは〇〇さん、お願いします。

◎委員

なんか自分のところの組織の話をしてみたいだから一応話しておきますけど。米山大橋の上のところに風車回してる団体ですね。今流行りの再生可能エネルギーですか。で、

運営に大変苦しんでいます。それで、それはまあ終わった話でいいのですが。

まあ先ほどの委員さんの話にも、まあ僕は同意するし、最初にもらった説明文にもそれらしきことが書いてあったので、そうだと思って僕も今まで発言してました。あと、もう一方の委員さんがおっしゃるように、この会の名前のとおり「透明性」と書いてあったので、不透明、自分から見て不透明、見えずらいところを主に尋ねているという趣旨です。あと会の運営に関しては、昨年あの、同じ質問を数か月にわたって出してはしましたが、僕の考えは常に東電さん等々が毎月いろんな資料をよこしてくれるのだから、ひと月ひと月、違う議題に対していろんな意見を言ったほうがいいんじゃないかな、という感想です。終わりです。

◎議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして〇〇さん、お願いします。

◎委員

えっと、まあ私も二期目には入りましたけども、それこそ特にこの期で入った方がちょっとその大変だったなと思うのは、こういう場というか、この会がどういう場だか、っていうブリーフィング（簡単な状況説明や報告）みたいなものが、あの当初私が入った時は早々にありまして、それこそもちろん、先輩委員の方の、会ってこういうもんだよっていう話を聞いたりする機会も早めに作っていただいたっていうのがまずひとつあったのと、合わせて、その場でその自分のどういうことなのかっていうのが聞ける場があったっていうのが早々にあったのに対して、今期の方々はまあポンと放り出されてきたので、推薦団体が親切で前任者が引継ぎしてくれてる方であれば認識が深かったでしょうし、まあそういった部分で誤解があったりする部分も、まあ致し方ないのかなっていうのがまあひとつあります。

で、私自身の認識が間違ってるかもわかりませんが、私個人としてはまあ何人の方からおっしゃっていただいているとおり、まあ透明性。原子力発電所の透明性とまあひいては安全性を多角的な視野で皆さんが質問なり、意見なりすることによって、原子力発電リスクあるの、私推進の立場ですけどリスクがあるのはわかってるんで、とにかくそのリスクをじゃあ低減するためにどうすればいいかっていえば、とにかくその専門家が見落とす、なんていうかポイントとかが、もしかしたら私たち素人が持っているかもわからないので、本当にその専門的な勉強をしてらっしゃる方の深い意見から、こんなことを聞くのも恥ずかしいんですけど、こういうのってどうなってますかっていう素人みたいな意見も含めて、多角的なところから皆さんが数多く発言して、まあそれが確かに全部響くかどうかわかりませんが、少しでも安全に寄与できればこの会の存在意義は高まるのかなっていうのが私の個人的な見解です。で、あの、その部分で私も質問とかをしてるつもりなんですけど、特にあの、まあ現会長になってから時間がちょっと余ったりした時に、先期からそうなんですけどフリートークっていう時間を結構作っていただいたりしてます。で、その場に関して、フリートークに関してはあの、ご自身が背負ってる主義主張とかがあってもいいのかなって思っていて、私もフリートークの時間が余っている時には自分自

身の考え、あの質問とは違う考えを述べることもあります。でも、そうじゃない時に関しては、いつも会長が冒頭におっしゃっていただいているとおりに、前回定例会以降の動きについての質問、と言われてる以上は。もちろんその説明する資料に対しての質問だけじゃなくて、その方が勉強してらっしゃる1か月の間に合った動きに対しての質問でも全然かまわないと思うんですけど、それを戦う、まあ意見を述べる、質問・意見を述べるべきで、主義主張は余った時間に会長が配慮して下すってフリートークでやっていいよ、とか。情報共有会議っていう年1回のやつで自分のスタンスとか立場の話していいよ、っていう場ですべきことだと私は個人的に思っていますし、あのまあ私自身もちょっと最近やっぱりを付けないといけないなと思っているのは、皆さんスタンスは別ですけどあの、一応なんていうんですかね、この認められた団体から推薦をいただいている代表なので、で、地域の会って謳って、マスコミも来てる以上は私たちは地域の代表とみなされているっていう部分で、自分たちの立ち居振る舞いとか節度とか考えていかなきゃいけないなと思いますし。あんまりその、なんていうんですかね、モンスター云々の集団だな、とか。言いつばなしで人の意見は聞かなくて、聞く耳も持たないし、主義主張言ったらあと知らないみたいな人たちの集まりだっていうのはスタンスを別にして思われたら、その、それこそ広報活動もして、より皆さんに知っていただこうと思っているこの会がその、先ほどの委員さんが言われましたですかね、ガス抜きのお話みたいなのに参画されるようでは参画してる、せっかく皆さんが時間を割いて参画している意義が薄れると思いますし、あとは、もちろん勉強してる方の質問が多いのはいいんですけど、なるべくその、じゃあ手を挙げる人いないから私連続質問ね、っていうふうにやるのが結果的にどうなのかと。特にたぶん新人委員の方とかそうだと思うんですけど、じゃあ意見どうですかってふられると、私も1年目そうでしたけど、話すことはあるんです。聞きたいこともあったりするので、そういったその声なき声っていうのを拾っていただく時間にも、他の委員のことも配慮する委員の集団でならなきゃいけないな、っていうのが私の個人的な意見です。以上です。

◎議長

ありがとうございました。それでは〇〇さん、どうぞ。

◎委員

あの、私もだいぶ長くなっていますけれども。いつも気を付けてることは、今配っていただいた目的のところですね。まあ発端がああトラブル隠しから始まった委員会ですので、本当に言ってることがほんとにどうなんだというところを、まあ私は反対の立場ですから批判的な目で見られるようにというふうに見てますけども。で、そういう目を見た時に、これは果たして言っていたとおりの、というようなことをやっぱり、できたらその皮をはぐようにして透明に見えるところが増えるように、そういうことができるような質問をしたり、そういうことをできるようなことをあの常日頃考えていたいなと思ってこの会に参加しています。

で、なかなかそれは面倒であったり、共通にあの、ああそういうことを聞きたいんだなというふうに思っていただけなのかどうかわかりませんが、自分としては先ほど

言ったようにとにかくあの透明になるように、とにかく中がきちんと見えるよう安全だよっということの中に嘘がないように、ということをおね、なるだけ考えて情報なんかもなるだけ安全が確保できるようなための情報はどうかというのを、まああんまりできませんけれども、日ごろの中でちょっと考えながらこの会にきているようなかたちで参加させてもらっています。

◎議長

ありがとうございます。それでは、〇〇さん。

◎委員

はい。私も長くなりました、今4期目でありますし。たぶん、ご承知の方がほとんどだと思いますけれどももしかしたら知らない方もいらっしゃると思いますので、念のため申し上げますけれども。私が4期目ですから、この会の委員になったのが2011年の5月からということですね。あの、3.11というか1F事故の後ということでもありますけれども。実はそれまでの、第一期の半ばから、その期、何期になったんですかね。現会長も一緒でしたよね。その期までですね、私が推薦を受けている団体からは、委員を出してなかったんですね。で、それは我々はその歴史として聞かされている話ですけども、あの一番最初にこの地域の会を立ち上げる準備会ができて、その準備会ができて始まってからだったかどうか、あの当時の推薦委員はですね、私の団体の専務理事だったんですが、あのやはりこの会はね、皆さんご承知のように賛成・反対、皆さん同じテーブルについてということでもありますけれども、やはりその会の目的、意図がどうにもやはりその、納得できないと、平たく言えばですね。いろんなやり取りあったと思いますけれども。結論から言うとまあ、反対派と同じテーブルになんかつきたくないというような意図でですね、その一期の途中から委員を出さなくなりました。あの、地域の会には関わらないということですね。で、しばらくそういった時代が続いたんですが、3.11の前ですよ、前です。あの、時間が経ったんでやはりそのそういうことではいけないだろうということで、委員を出すということで私にですね、なぜか白羽の矢が立ってしまったということでもあります。

で、やはりあの、外からずっとそれまで地域の会を見ていたので、どちらかというとなんかおっかない会だなっていう印象がすごいあったわけですけども。あの実際に入ってみたらですね、ちょうどその前に福島1Fの事故もあったということもあって非常に異常な、それまでにない異常な環境というか、状況の中で委員になったということがですね、ほんとにあのついでこの間のように覚えています。

その中で、原発を推進する立場の団体からですね、推薦されて出てきてる、その立場として自分でどうしなきゃいけないかということで随分悩んだ時期もありました。で、まあ冒頭で長くなったっていう言い方しましたけれども、さっきの委員さんがおっしゃったとおんなじですね、最終的にやはりその、各いろんなその、自分たちの立場があって、そういったフィルタを通して見ているわけでもありますけれども、やはり最後の目的は、この議論を、議論といいますか意見を言ったりいろんな話を聞くことによって、この目的の、第一条の目的のところにあるですね、原子力発電所の安全性を確保するということが目的

だというふうに思っています。

あの、意見表明っていうのもやっぱり必要な部分とはあると思っています。特に、先ほどの信念のある意見というのは、まあ別の委員さんがさっきああいうふうに言われましたけど、今ちょうどその例の規制委員会の審査が下りたというような直後ということもあるので、まあ私はあの逆に言えば時期に適った意見の表明だったのかなというふうに、私としては思った部分もありますけれども。

まあいずれにしてもそういったことを通してですね、やはり安全性を確保するというのを念頭に置いたやはり発言でなければいけないと。そのへんのことにはさっきあの非常に、前に発言した委員さんがうまくまとめてくださいましたけども、それをやはり心掛けるようにしなきゃいけないかなというふうに思います。というのは、この期ではまだそういった方はいらっやいませんけれども、これまでですね、例えば、朝日新聞でこういうことを書いてありました、とかですね、何々さんが書いた何々という本ではこういうことを言っています、とかですね、そういういわば出処がですね、不明な内容の演説をですね、延々とされるような委員の方も確かにいらっやったというようなこともあって。で、まあ東京電力を一方向的に非難する、まあ3.11のあとですから、そういうことだと思えますけれども。

そういったことで、翻って安全性を確保する、今ここにある原子力、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を高めるためにですね、寄与するようですね、そういったことだと到底思えないような意見表明があったというのもやっぱり事実であります。そういったことをですね、心掛けていきたいと思っています。

あの、立場が違うのであの先ほど、原子力防災、避難計画のところは唯一というようなお話が委員さんからありましたけれども、それ以外にもけっこうやっぱりいろいろあると思うんですよ。本当にあの情報の出し方の善し悪しってのはこれはやっぱり一番だと思えます。あの東電はそのつもりじゃなくても、それ端から見たらおかしいんだよってことをですね、やはり推進の立場からでもやはり指摘することは大事だと思いますし、過去にそういうこともやってきましたし。今日あの先ほど言われた、保安基準の改訂でその、東電が新たにその、こういうふうな心構えでいくっていうようなことをどう織り込むつもりかというふうに指摘されたことはこれは非常にやはりあのいいことだというふうに思いますし、まああのだから本当に、意見表明も大事だと思いますけれども、最終的にはやはり、安全性を確保するためにはどうしたらいいのかというようにところでまた、発言をですね、していきたいなというところでもあります。はい。

◎議長

ありがとうございました。えーとですね、皆さんから貴重なご意見をいただきました。またあの、運営委員会等でですね、検討しなきゃいけない内容等もありましたらまたあの、いろんなお話をさしていただきながら、よりこの会がですね、少しでもスムーズに、いい会になるようにというふうに考えておりますので、皆さんもまたご協力よろしくお願ひしたいと思っています。

それで、先ほどの委員さんの中でも少しお話していただきましたけども、やはり最後にですね、フリートークという時間を設けて、その日に一言も発言できなかった、時間的に無理だった、でもご指名をすれば何かお話ししたいことがあるという方は本当に全員でございます。ですんで、できるだけ大勢の方からご発言をしていただくというのを原則に私も会を進めさせていただきたいというのは今後も考えていきたいと思っておりますので、そのへんのことも踏まえまして今後ともよろしくご協力をお願いしたいと思います。

それではですね、皆さんからご意見を聞くのはこれまでにしまして、残りちょっと時間ないんですが。

来月のもですね、情報共有会議というのが第 176 回の定例会の中です。半数近くが新しい方なんで、あの事務局のほうからご案内は差し上げていると思っておりますが、大まかな流れとしましては、こういう定例会と同じなんですけど、ふだん出席していただけない内閣府、経済産業省。それからまだご案内出しているんですが、知事はご出席いただけたかどうかというのはまだご返事もらってないんですが、柏崎市長、刈羽村長も含めて、ふだんそのお話が聞けない中央の役人の方からも来ていただいてお話をしてもらおうなかたちに毎年なっております。従いまして皆さんから冒頭にですね、委員所感ということでまあ、「今思うこと伝えたいこと」という全員ですね、お話をさせていただく時間が一人 3 分、というふうになっておりますが、どうしても熱が入ってきまして長引くものですから、3 分経ったらベルを押しますんで、それはもう自分の持ち時間が過ぎますよっていうことですので、また来月のもですね、ご発言の時にはスムーズに行くようにご協力をお願いしたいと思います。

それではですね、時間にもなりましたんで今日の定例会はこれでお開きにさせていただきます。はい。

◎委員

情報共有会議の委員所感を 1 回提出しましたが、それと違う話の内容になってもよろしいんですか。

◎議長

そのへんはいいと思うんですが、ただ事前に出した皆さんからのご意見とか内容については、この人からこんなことを聞いてみたいというのは、そのオブザーバーには事前に送付してできるだけその回答をいただくようなかたちになっておりますので、まあ変えてもらってもいいと思うんですが、ただその回答とかいうのが当日あるかどうかというのはちょっとわからない。ただまあ今ちょうど今言われましたんでちょっとお話しさせていただきますが、事前に各オブザーバーには委員さんの内容、どなたからどんなことをお話ししたいというのは出してあるんですが、時間の関係上、全員の方にその方がお答えするかどうかというのは保証できませんが、それであの一番最後にですね、情報共有会議にもフリートークっていうか、まあご質問・ご意見等の時間あるんですが、どうしてもその時間が押しますんで数名の人しかご指名できないというかたちになりますけど、まああのできるだけ大勢の人からご発言を、とかご意見をいただくにはあまり一人の人が長くお話ししないよ

うなかたちのご協力をこの場でお願いしたいと思います。

◎委員

順番みたいなものはあるのですか。

◎議長

通常は。毎月その順番が違うように、情報共有会議も並ぶ順番は違います。けども左から右の一番はずれの人から順番に回りますのでどなたが一番か最後かっていうのはちょっとまだ確定しませんが並ぶ順番で、順番についてということになります。

◎議長

ですから、当日ね。自分の席がどこだかによって何番くらいかというのを創造していただければと思いますんで、そのへんのところはよろしくをお願いします。

はい、それじゃあこれでお開きにさせていただきます。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

◎事務局

はい、ありがとうございました。それであの、一言あの、来月の定例会、出欠 15 日までですのでぜひ出欠のほうはまた事務局のほうにお願いいたします。

－ 終了 －